

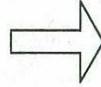
【介護報酬改定の概要】

（特定施設入居者生活介護）

○ 夜間看護体制加算

医療ニーズへの対応の観点から、夜間における看護体制について、一定の要件を満たすものについて、加算を行う。

夜間看護体制加算（新規）



10 単位／日

※算定要件

次の全ての要件を満たした場合に算定できる。

- ① 常勤の看護師（※平成19年3月31日までの間は看護職員でも可。）を1名以上配置し、看護責任者を定めていること。
- ② 看護職員により、又は医療機関・訪問看護ステーションとの連携により、24時間連絡体制を確保し、健康上の管理等を行う体制を確保していること。
- ③ 重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者、その家族等への説明を行い、同意を得ていること。

【介護報酬改定後の動向】

- 夜間看護体制加算の算定割合は、（平成18年4月）45.9%から（平成18年11月）59.6%に推移。



注) 算定割合は、各事業所のサービス回数に対する各加算の回数の割合である。

*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)